

(巻末資料)政令指定都市の財政状況 <平成20年度決算>

(百万円、%)

団体名	形式収支	実質収支	単年度収支	実質単年度収支	自主財源比率	債務負担行為 (翌年度以降 支出予定額)	地方債現在高 (普通会計)
札幌市	2,413	1,053	▲ 268	▲ 1,836	56.3	58,492	943,003
仙台市	3,420	664	78	7,263	63.1	107,625	698,091
さいたま市	27,417	5,155	▲ 1,974	4,330	68.2	75,759	366,432
千葉市	1,315	366	62	▲ 1	67.8	102,610	737,205
川崎市	11,938	1,430	202	218	69.9	134,492	841,624
横浜市	73,411	2,772	▲ 700	▲ 7,430	68.2	59,422	2,230,890
新潟市	3,370	770	283	▲ 550	51.9	114,879	370,426
静岡市	9,308	5,156	▲ 329	▲ 154	57.1	2,498,771	358,312
浜松市	9,558	7,398	1,285	2,968	61.1	74,272	289,503
名古屋市	3,484	1,125	▲ 736	▲ 422	70.0	190,515	1,724,949
京都市	1,633	▲ 3,115	▲ 3,388	▲ 3,353	60.4	185,705	1,128,798
大阪市	2,262	449	15	15	65.8	127,739	2,814,500
堺市	3,680	973	71	1,329	54.7	153,881	275,872
神戸市	12,849	513	291	704	59.7	97,995	1,212,558
岡山市	4,821	4,165	723	▲ 3,177	58.4	76,361	298,081
広島市	5,329	2,385	▲ 552	▲ 223	57.1	71,785	895,595
北九州市	6,641	2,429	▲ 158	▲ 1,227	58.1	50,861	850,648
福岡市	8,745	4,795	▲ 694	205	64.9	133,881	1,296,356

団体名	標準財政規模	財政力指数	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	経常収支比率
札幌市	419,030	0.69	—	—	10.8	147.2	99.0
仙台市	227,466	0.85	—	—	12.2	169.8	96.7
さいたま市	241,711	1.03	—	—	7.9	60.6	88.3
千葉市	199,277	1.02	—	—	20.1	309.6	96.3
川崎市	311,395	1.08	—	—	15.6	133.9	93.5
横浜市	792,117	1.00	—	—	20.2	261.1	94.7
新潟市	184,600	0.71	—	—	11.2	136.2	88.0
静岡市	160,419	0.92	—	—	12.2	116.7	90.9
浜松市	182,553	0.93	—	—	12.8	89.9	86.1
名古屋市	655,622	1.05	—	—	13.5	224.9	96.8
京都市	354,202	0.75	0.87	8.63	12.0	240.0	97.0
大阪市	742,722	0.96	—	—	10.7	245.7	99.2
堺市	174,081	0.81	—	—	6.9	81.1	94.6
神戸市	385,440	0.72	—	—	15.1	176.6	97.3
岡山市	149,490	0.78	—	—	17.6	154.0	93.6
広島市	276,920	0.80	—	—	15.6	256.4	96.2
北九州市	245,520	0.71	—	—	8.0	171.8	99.5
福岡市	334,177	0.84	—	—	17.8	254.0	93.1

(\*) 地方債現在高には、特定資金公共投資事業債は含まない。

(\*)2 満期一括償還方式に係る元利償還金については公債費として歳出計上しているため、減債基金への積立金には含めていない。

(\*)3 表示単位未満を四捨五入して端数調整していないため、合計と一致しない場合がある。

## (巻末資料)会計の定義(一般会計・特別会計・普通会計)

### ◆一般会計◆

通常の公共事務事業に要する経費の収入・支出を扱う会計

たとえば、保健医療、福祉、教育、住宅、道路橋梁、公園、清掃、消防等の各事務事業の収支を経理している

### ◆特別会計◆

特定の事業を行う場合に、その他特定の歳入を持って特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合、法令又は条例に基づいて設置される会計

大阪市では、特別会計をさらに性質により、次の4つに区分しています

#### ◆政令等特別会計◆

特別会計のうち準公営企業会計と公営企業会計を除いた会計

一般会計と同様地方自治法の財務関係規定の適用をうけ、単式簿記の会計経理の方法により処理される

#### ◆準公営企業会計◆

地方公営企業法の規定(財務規定等、組織、身分取扱い)のうち財務規定等の規定が適用される企業にかかる会計

#### ◆公営企業会計◆

地方公営企業法の規定の全部が適用される企業にかかる会計

#### ◆公債費会計◆

各会計の公債関係の歳入・歳出を一括して経理する整理会計

### ◆普通会計◆

総務省の地方財政決算統計上における会計区分

公営事業会計以外のすべての会計を普通会計とし、地方公共団体間の比較や時系列比較が可能となるようにされている

### ◆公営事業会計◆

・公営企業会計(地方財政法施行令第12条に掲げる事業)

・収益事業会計、国民健康保険事業会計等の事業会計

・上記以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業にかかる会計

(大阪市の場合の普通会計)

$$= \text{一般会計} + \left\{ \begin{array}{l} \text{市街地再開発事業会計の一部} \\ \text{土地先行取得事業会計} \\ \text{母子寡婦福祉貸付資金会計} \\ \text{心身障害者扶養共済事業会計} \end{array} \right\} - \text{会計相互間の重複}$$